

令和2年12月25日

軽井沢区長

■■■■ 様

株式会社トーエネック

エネルギー事業部長 ■■■■



弊社の過去の対応に関するお詫びについて

拝啓 師走の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

去る12月7日には、ご多用中にもかかわらず、渡辺区長をはじめ、地区役員の皆さまと面談させていただく機会を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、同日の面談において、下記のとおり弊社の過去の対応に至らない点があったことをお詫びした件（以下「本件」といいます）に関し、本書をもってあらためてお詫び申し上げます。

敬具

記

1 土地売却に同意していない地権者の土地を契約書に記載した件

弊社と開発事業者との「太陽光発電設備売買契約書」の事業用地一覧において、土地売却に同意されていない地権者の方の土地が事業計画地として記載されていました。これにより、当該地権者の方をはじめとする住民の皆さまに不安を抱かせてしまったことは誠に遺憾であり、お詫び申し上げます。また、これに関しましては、住民の方からのご指摘を受けて文書で回答してまいりましたが、その回答文が不安を抱いた地権者の方に対する配慮に欠けたものであると不信感を抱かせてしまったことは誠に遺憾であり、あわせてお詫び申し上げます。

なお、当該地権者の方に対しましては、それぞれ別途文書によりお詫びする所存です。

2 函南町に対する回答書において、面談を「説明会」と称した件

弊社は、函南町に対し、同町からの「太陽光発電施設建設事業に係る住民説明会の開催について（依頼）」（令和2年4月15日）に対する弊社回答（同年5月13日）において、「当社は、上述したガイドライン等を踏まえ、本事業について、これまで令和元年12月16日と令和2年1月24日の2回に亘って地域住民の方々を対象とした説明会を開催しております。」と回答いたしました。

資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」においては、「地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するよう努めること」と定めております。

弊社といたしましては、これまでの住民の皆さまとの面談も、上記「説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーション」に含まれるものと理解しており、住民の皆さまのご意見等を伺い、弊社の見解等を説明したという意味で「説明会」と表現したものであります。

しかし、上記の2回の面談は、住民の皆さまのご心配・ご不安に対する質疑応答が中心であって、弊社の太陽光発電事業について資料を用いて説明した「住民説明会」ではなかったことはご指摘のとおりです。

弊社といたしましては、函南町からの「住民説明会」の開催要請に対して「説明会」を開催していると回答したことは、必ずしも適切な理解を得られる表現ではなかったと考えており、住民の皆さまとの面談を「説明会」と称したことで住民の皆さまに不安感・不信感を抱かせ、信頼関係の構築に至らなかったことについてあらためてお詫び申し上げます。

以 上

なお、同日の面談にて「函南町軽井沢メガソーラーを考える会」より社長名による謝罪文書をご要望されましたが、弊社といたしましては、本件に関する責任者である小職名文書をもってお詫びすることが適切であると判断いたしました。